大郷町部活動地域展開推進協議会設置要綱

（設置）

第１条　大郷町立中学校(以下「中学校」という。)の生徒にとって望ましい部活動の環境の構築と地域における生徒の活動の場確保を図る観点から、中学校における部活動(以下「部活動」という。)の段階的な地域展開に向けた課題に総合的に取り組むため、大郷町部活動地域展開推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

（所掌事務）

第２条　協議会は、部活動の地域展開に係る次に掲げる事項を所掌する。

（１）　部活動の地域展開に係る仕組みづくりに関すること。

（２）　部活動の運営方法等に関すること。

（３）　部活動に係る生徒、保護者及び教職員への調査に関すること。

（４）　部活動における教職員の負担軽減に関すること。

（５）　前各号に掲げるもののほか、部活動の地域展開に関し必要な事項。

（組織）

第３条　協議会は、委員１１人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、大郷町教育委員会が委嘱する。

（１）　大郷町体育協会の代表

（２）　大郷町スポーツ少年団の代表

（３）　大郷町立小学校の校長

（４）　大郷町立中学校の校長

（５）　大郷町教育委員会教育長

（６）　大郷町教育委員会学校教育課長

（７）　大郷町教育委員会社会教育課長

（８）　大郷町立中学校の父母教師会（ＰＴＡ）の代表

（９）　大郷町文化協会の代表

（１０）　その他教育委員会が必要と認める者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長及び副会長を置く。

２　会長及び副会長は、委員の互選により定める。

３　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第７条　協議会の事務局は、社会教育課に置き、必要な庶務を処理する。

（その他）

第８条　この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　　則

（施行期日）

１　この告示は、令和７年７月２２日から施行する。

（会議の招集の特例）

２　この告示の施行後最初の会議の招集は、第６条第１項の規定にかかわらず、教育委員会が行う。